

(一関市千厩酒のくら交流施設条例の一部改正)

改正前			改正後							
別表（第9条関係）			別表（第9条関係）							
区分	利用料金の限度額		区分	単位	利用料金の限度額					
					基本利用料金	暖房料				
酒造施設	1月につき 400,000 円		酒造施設	1月	400,000 円	—				
東蔵	午前9時～午後6時	1時間につき 4,000 円	東蔵	1時間	1,200 円	実費を基準とし、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額				
	午後6時～午後10時	1時間につき 5,000 円								
母屋2階座敷	午前9時～午後6時	1時間につき 1,600 円	母屋1階	1時間	200 円	かじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額				
	午後6時～午後10時	1時間につき 1,800 円								
新蔵	午前9時～午後6時	1時間につき 800 円					茶の間	200 円	かじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額	
	午後6時～午後10時	1時間につき 1,000 円					応接間	200 円		
文庫蔵	午前9時～午後6時	1時間につき 800 円					仏間	100 円		かじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額
	午後6時～午後10時	1時間につき 1,000 円					下の広間	100 円		
庭	午前9時～午後6時	1時間につき 1,400 円	奥の部屋	100 円	かじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額					
	午後6時～午後10時	1時間につき 1,800 円	奥の客間	100 円						
			母屋2階	大広間		300 円	かじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額			
				広間		200 円				
				陰部屋1		100 円				
				陰部屋2		100 円				
			新蔵		300 円					
			文庫蔵		300 円					
			庭		1,000 円	—				

備考

1 [略]

2・3 [略]

備考

1 [略]

2 備品等を利用する者は、規則で定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額を合わせて納付しなければならない。

3・4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。